

令和7年度TDM施策推進業務

1 委託業務名 令和7年度TDM施策推進業務

2 履行期間 契約の日から令和8年3月31日までとする。

3 業務目的

沖縄県では、慢性的な交通渋滞の解消に向け、自動車の効率的な利用や公共交通機関の利用を促進する「TDM(Transportation Demand Management)施策推進アクションプログラム」(以下、「TDMプログラム」という。)を策定し、各種の取組を実施してきた。

令和4年度に改定された「TDMプログラム」に基づき、今後は、TDM重点エリア(浦添地区MMエリア、首里杜地区観光対策エリア、キャンパスエリア、国際通りエリア、胡屋地区沿道まちづくりエリア)を中心としたTDM施策を実施し、TDMデータ分析プラットフォームを活用した評価を行うこととしており、関係市町村と連携し、TDM施策の支援等を行う。

また、令和7年度に「わった〜バス利用促進乗車体験事業」の実施を予定していることから、本事業に伴う効果の測定と分析等を本業務で実施する。

4 業務内容

4-1 TDM重点エリアにおける移動データの分析

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

令和6年度に、「わった〜バス利用促進乗車体験事業」に関連して取得した移動データ(民間プローブデータ、バスプローブデータ)の取得及び簡易分析を実施しており、簡易分析結果を踏まえた仮説の立案、仮説に基づく本分析の実施を行う。

(1) 移動データの分析に向けた仮説の検討

令和6年度に取得したデータの特性を踏まえ、関係市町村等と意見交換を行い、人の移動や自動車交通への影響に対する仮説の検討を行う。仮説の検討にあたっては、複数の仮説を立案する。

(2) 本分析の実施

(1)で立案した仮説を踏まえ、移動データの分析を行う。分析結果については、広く周知が可能なように可視化するなどの工夫を行うこと。

4-2 「TDMワーキング」の実施と関係市町村等の支援

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

(1) 「TDMワーキング」の検討及び実施

「TDMプログラム」において、関係市町村と「TDMワーキング」を実施することとしており、令和6年度の実施状況を踏まえて、令和7年度の実施に向けた検討を行う。また、検討内容を踏まえて、「TDMワーキング」を実施する。

(2) 関係市町村等におけるTDM施策支援

TDM重点エリアを中心として、関係市町村が実施するTDM施策の支援（主にデータ分析支援）を実施する。

4-3 「わった～バス利用促進乗車体験事業（半額パス）」の効果測定と分析

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

沖縄県における令和7年度の事業として、「わった～バス利用促進乗車体験事業（半額パス）」（以下、「乗車体験事業」という。）を予定しており、同事業を実施した場合の効果測定を実施する。効果測定のために必要なデータについては、受注者の提案によるが、その入手方法を企画提案書で明確にし、

(1) 関連機関との調整等の実施

「乗車体験事業」の実施に向けて関連機関等と必要な調整等を行うための資料作成および協議等の支援を行う。

(2) 効果の内容検討

「乗車体験事業」の実施に伴い、想定される効果を整理し、その測定方法の検討を行う。効果測定のために必要なデータがあれば、その入手方法も含めて検討すること。

また、「乗車体験事業」の利用者へのアンケートの設問内容を検討すること。（アンケートの実施（WEB 想定）は別業務で行うが、結果の分析は本業務で実施する。）

(3) 効果の測定と分析

(1)で検討した内容を踏まえ、効果の測定を行い、分析を実施する。分析結果については、広く県民が分かりやすいようにまとめる。

4-4 次期 TDM アクションプログラムに向けた現状の整理

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

TDM アクションプログラムは、5年おきにプログラムを見直しており、令和8年度に改定作業が予定されている（令和9年度に改定版を公表予定）。現行の TDM アクションプログラムは、令和4年度に改定されており、令和4年度以降の TDM 事業の進捗状況を市町村から情報収集し、現状を整理する。

4-5 報告書作成等

(1) 報告書作成等

本業務の報告書は、上記の基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図表について、盛り込まれていること。

報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、県民にわかりやすい内容とするよう努めること。

打ち合わせ協議は、5回（中間3回）実施するものとする。

【業務実施にあたっての留意事項】

※本業務の実施にあたり、必要となる直接経費は、当初見積において計上すること。

※本業務の実施にあたり、収集が必要なデータについては提案によるが、購入に必要な費用は、本業務の当初見積もりに含むものとする。また、データ購入にあたっては、本業務のみならず、県の他部署でも利用可能な契約形態を検討すること。また、データ購入にあたり、そのような契約形態が可能となった場合は、受注者は業務完了後においても、県の求めに応じ、データの提供等に協力すること。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 調査報告書（くるみ製本・A4版） | 2部 |
| ② 調査報告書（概要版） | 5部 |
| ③ 上記の電子ファイル | 一式 |
| ④ その他、沖縄県の指示する資料等 | 一式 |

6 業務の実施体制等について

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者を配置し、管理技術者は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

7 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはでき

ない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 他業務との連携について

沖縄県においては、以下の業務を発注（一部、発注予定を含む）しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。特に③の業務においては、“TDM施策と連動した取組”の実施を予定しており、密に連携を行うこと。

- ① 令和7年度基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務
- ② 令和7年度基幹バスシステム導入に向けた検討業務（沖縄県公共交通活性化推進協議会）
- ③ 令和7年度シームレスな陸上交通体系の構築に係る広報活動業務
- ④ 令和7年度わった～バス利用促進乗車体験に係る広報活動業務

10 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する